武生本保土地区画整理組合	武生本保土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	越前市本保町二十字蛇塚、二十一字源水、二十四字鬼掛の各一部	平成十四年度～平成二十一年度
草津市追分丸尾土地区画整理組合	草津市追分丸尾土地区画整理事業による画地出来形確認測量原図及び換地計画書	滋賀県草津市追分町の一部	平成十四年度～平成二十一年度
京都市	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	京都市右京区太秦森ヶ前町、太秦上刑部町、太秦下刑部町、太秦角田町、太秦安井松本町の各一部	平成十四年度～平成二十一年度
堺市	堺市鳳地区沿道整備街路事業の出来形確認測量図及び換地計画書	大阪府堺市西区鳳東町一丁、二丁、五丁及び鳳南町一丁、三丁の各一部	平成十七年度～平成二十一年度
堺市	堺市鳳第二地区沿道整備街路事業の出来形確認測量図及び換地計画書	大阪府堺市西区鳳東町一丁、二丁及び鳳南町三丁の各一部	平成十七年度～平成二十一年度
篠原土地区画整理組合	大津湖南都市計画中畑・小篠原土地区画整理事業の出来形確定測量図及び換地計画書	野洲市小篠原字安城寺、字井関、字アイヲサの各字の一部、野洲市行畑字村ノ内、字針ノ木原、字西出口の各字の全部、野洲市行畑字高道下、字柿ノ内、字堂久保、字川端の各字の一部	平成十三年度～平成二十一年度
野洲町中畑・小篠原土地区画整理組合	大津湖南都市計画中畑・小篠原土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	野洲市小篠原字安城寺、字井関、字アイヲサの各字の一部、野洲市行畑字村ノ内、字針ノ木原、字西出口の各字の全部、野洲市行畑字高道下、字柿ノ内、字堂久保、字川端の各字の一部	平成十三年度～平成二十一年度
堺市	堺市鳳第二地区沿道整備街路事業の出来形確認測量図及び換地計画書	大阪府堺市西区鳳東町一丁、二丁及び鳳南町三丁の各一部	平成十七年度～平成二十一年度
堺市	堺市鳳地区沿道整備街路事業の出来形確認測量図及び換地計画書	大阪府堺市西区鳳東町一丁、二丁、五丁及び鳳南町一丁、三丁の各一部	平成十七年度～平成二十一年度
京都市	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	京都市右京区太秦森ヶ前町、太秦上刑部町、太秦下刑部町、太秦角田町、太秦安井松本町の各一部	平成十四年度～平成二十一年度
草津市追分丸尾土地区画整理組合	草津市追分丸尾土地区画整理事業による画地出来形確認測量原図及び換地計画書	滋賀県草津市追分町の一部	平成十四年度～平成二十一年度
武生本保土地区画整理組合	武生本保土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	越前市本保町二十字蛇塚、二十一字源水、二十四字鬼掛の各一部	平成十四年度～平成二十一年度
西日本鉄道株式会社	福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	福岡県大野城市月の浦五丁目の一部	平成二十年度～平成二十一年度
延岡市	野田土地区画整理事業の出来形確認測量原図及び換地計画書	宮崎県延岡市野田一丁目・二丁目・三丁目の全部	平成八年度～平成二十一年度
日向市	日向延岡新産業都市計画事業日向南町土地区画整理事業の出来形確認測量原図及び換地計画書	宮崎県日向市南町、中町の各一部	平成八年度～平成二十一年度
らの町	高知広域都市計画伊野第2土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	字柳添及び字小路口の全部並びに字鳥越山ノ西、字カゲンギョウ、字猪ノ爪、字溜池南ノ平、字羽根、字羽根ノ東、字羽根ノ西側、字間屋坂、字七丁ヶ芝、字前川ノ上、字西地、字カヂヤ谷、字正雲寺、字加茂ノ外、字大力、字中ノ内、字ケサ丸、字内野井ノ本、字ハタヤ井ノ本、字西ノ久保、字ヒノ本、字高ゾ子、字井原、字田中及び字寺門の各一部	昭和三十九年度～平成十二年度

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月七日（火）

○１般案件（抜粋）

１、新成長戦略実現会議の開催について（決定）（内閣官房）

１、構造改革特別区域基本方針の１部変更について（決定）（内閣官房）

公　告

諸　事　項

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

また、応募の期間に注意してください。

平成22年９月９日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

１　対象事件

平成13年４月20日、徳島県徳島市で認知された「徳島・兵庫２県にわたる強盗殺人・放火・死体遺棄事件」

２　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件の被疑者として手配されている小池俊一（50歳）の所在に関する情報その他被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

３　上限額　200万円

４　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

５　応募の期間

平成22年10月１日から平成23年10月31日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

６　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

(1)　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

(2)　警察職員及びその親族

(3)　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

７　情報の受付部署

〒770―0856　徳島県徳島市中洲町１丁目18番地の２　徳島県徳島東警察署「徳島・兵庫２県にわたる強盗殺人・放火・死体遺棄事件合同捜査本部」

フリーダイヤル0120―199―610

電話088―624―0110（代表）

ＦＡＸ088―624―0284

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成22年９月９日

警察庁刑事局長　金高　雅仁